

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

令和5年3月30日

檀 原 市

檀原市教育委員会

目次

第一章 適正配置実施計画編

1. はじめに	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	1
1.3. 計画期間	1
1.4. 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針（抜粋）	2
2. 適正配置の具体策	3
具体策 1：公立幼稚園の再編	3
具体策 2：認定こども園の整備	3
具体策 3：民間活力の導入の検討	4
具体策 4：公立幼稚園での3歳児保育の実施と預かり保育の拡充	5
具体策 5：過小規模園の対応	5
必要な対応と今後の進め方	6
3. 適正配置の方向性	7
3.1. 各施設の方向性	7
3.2. 今後のスケジュール	9

第二章 個別再編計画編

1. 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編計画	12
1.1. 再編整備の概要	12
1.2. 再編整備・運営の基本的な考え方	12
1.3. 園児数の推移	13
1.4. 施設規模の算定	14
1.5. 整備敷地の条件	17
1.6. 再編スケジュール	18

第三章 参考資料編

1. これまでの取り組み状況	19
1.1. 就学前の保育・教育に関するこれまでの取り組み	19
2. 人口の推移	20
2.1. 年齢4区分別人口の推移	20
2.2. 0～5歳人口の今後の推計	20
3. 園児数の推移	21
3.1. 公立幼稚園（こども園の1号認定を含む）の推移	21
3.2. 施設類型別の推移	21
3.3. 各施設の園児数	22
3.4. 待機児童数	22
4. 各園の建物状況	23
4.1. 築年数と建物構造	23
5. 市民意向の把握	24
5.1. 檀原市子ども・子育て支援に関するアンケート結果（一部）	24
5.2. 公立幼稚園・保育所適正配置の対応策（案）に対するパブリックコメントの意見	26
6. 答申書	27
6.1. 答申書	27

第一章 適正配置実施計画編

1. はじめに

1.1. 背景と目的

核家族化や就労形態などライフサイクルの変化に伴い、子育てに対する保護者の考え方は多様化しています。国においては、待機児童問題や保育士不足といった様々な課題を解決するため、平成27年4月から保育支援の充実や保育の質の向上を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。

本市においても、公立幼稚園では園児数が減少する一方、こども園では待機児童が発生しています。

また、施設の老朽化等の問題も生じていることから、保育・教育環境の充実・整備が急務となっています。

このような中、平成31年4月には、平成21年9月に策定した「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針（以下、「基本方針」という。）」として改訂しました（2ページ参照）。さらに、令和元年1月には学識経験者や自治会、保護者、市議会の代表者等で構成する「橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会」を設置し、令和3年6月に「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性」についての答申書（27ページ参照）をいただきました。

「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画（以下、「本計画」という。）」は、基本方針の考え方や答申書の考え方を踏まえるとともに、公立幼稚園を希望する保護者ニーズも鑑みて、本市の未来を担っていく子どもたちにより良い保育・教育環境を提供することを目的に策定しました。

今後は、本計画に示す適正配置の方向性に向けて、再編対象となる地域住民や保護者等への説明を丁寧に行い、十分な意見を聞きながら、具体的な取り組みを示した個別再編計画を順次策定し、再編を進めていきます。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、基本方針の下位計画として位置付けます。

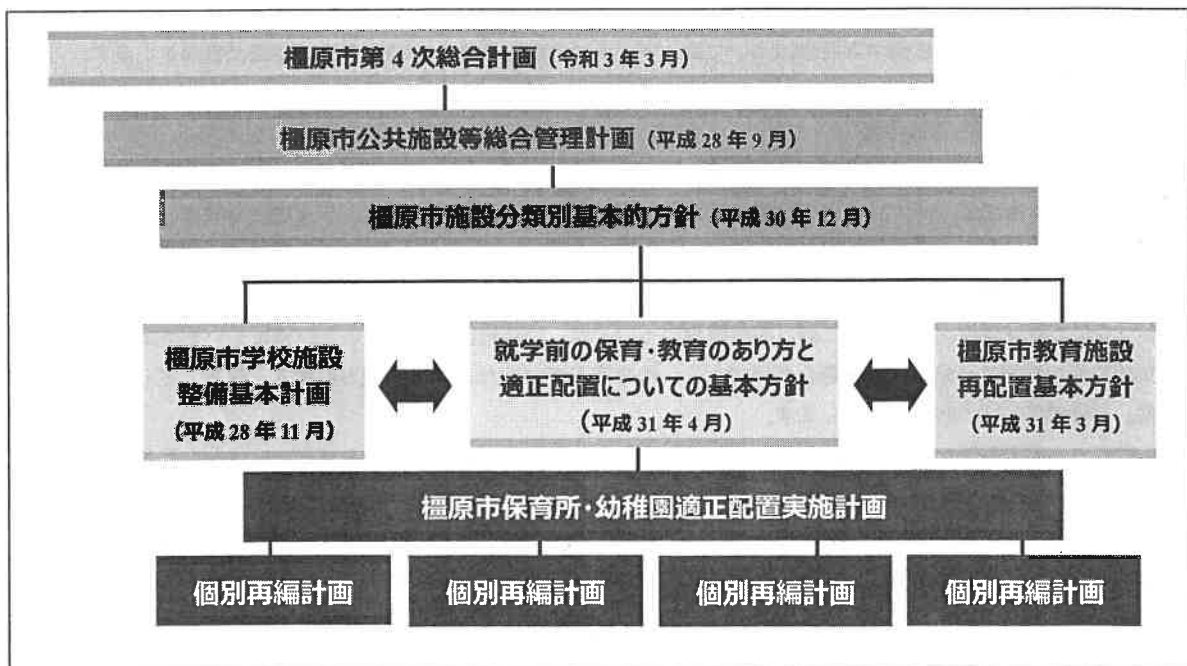


図 1-1：本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

1.4. 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針（抜粋）

就学前の保育・教育のあり方について

保育所・幼稚園は、それぞれ異なる目的・機能を持った施設ではありますが、両施設とも就学前の年齢の者を対象としていることから、実態としてはかなり類似した機能が求められています。また、国において平成30年度から施行されている保育所保育指針と幼稚園教育要領は、就学前の保育・教育として同じ考え方となっています。このような中、子どもたちが心身ともに健やかに成長・発達し、生き生きと乳幼児期を暮らし、心豊かな生活を営む力を身につけていくためには、保育所・幼稚園の連携を強化し、総合的な子育て施策の展開と体制の構築を図っていくことが必要だと考えます。

適正規模・適正配置の基本的な考え方について

適正配置の実施にあたっては、以下の基本的な考え方を踏まえて進めていきます。

①適正規模の基本的な考え方**クラス編制・教員配置の基準について**

- ・幼保一体化施設（こども園）の長時間部（保育所部分）と短時間部（幼稚園部分）は、保育所の4歳・5歳児の基準とします。
- ・幼稚園については、1クラス3.4名を維持し、それに伴った教員を配置します。
- ・幼保一体化施設（こども園）、幼稚園ともに特別な支援を要する幼児の入園に際しては職員の加配に配慮します。
- ・認定こども園のクラス編制や配置については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な配置基準とします。

クラス構成数について

- ・幼保一体化施設（こども園）については、施設の収容数に応じて長時間部（保育所部分）と短時間部（幼稚園部分）の定員を設けます。
- ・幼稚園については各学年複数クラスの編制とします。
- ・認定こども園を新たに設置する場合については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な構成とします。

②適正配置の基本的な考え方

- ・適正配置については、各学年複数クラスを設けることが必要です。また、教育的効果を考えるとき、適正規模が満たされない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編制ができるよう適正化を図ることが必要です。

③公立施設の再編整備についての基本的な考え方

- ・公立施設の適正規模・適正配置に伴う再編整備については、段階的に実施することが望ましいと考えます。
- ・再編整備の方法については、統廃合だけでなく、指定管理者制度などの民間活力の導入、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）についても検討します。
- ・幼稚園の3歳児保育の実施については、公私連携の観点やこれからの人口減少を見据え、十分な配慮・検討を行います。
- ・統廃合を行う際には、原則的に施設の増築はせず、現在の施設を利用します。ただし、幼保一体化施設（こども園）並びに認定こども園への転用については、施設の改修及び給食室等の増築が必要となる場合があります。
- ・保育・教育の用に供されなくなった施設については、地域によって活用方法の考え方には違いがあると考えられますが、跡地の売却も含めて検討していきます。
- ・一時的な検討に終わることなく、継続的に各園の状況を鑑みながら取り組む必要があります。

2. 適正配置の具体策

具体策1：公立幼稚園の再編

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団が小規模化しています。また、施設の老朽化も問題となっていることから、以下の考え方にに基づき、公立幼稚園の再編を進めます。なお、閉園施設の跡地利用については、教育・保育目的や行政目的など、様々な活用方法を検討します。

【再編の考え方】

- ・複数クラス編制を行うため、各学年1学級の公立幼稚園を再編（統合、認定こども園化等）の対象とする。
- ・その際には、公立幼稚園を希望する保護者ニーズも鑑みて、市内を5つのエリアに区分し、エリア内で公立幼稚園（または幼稚園型認定こども園）を選択できることを前提とする。
- ・再編時期は、建物の更新時期を目途に実施する。

具体策2：認定こども園の整備

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず利用することができ、質の高い保育・教育を一貫して受けることができる施設で、機能別に4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分かれています（表2-1参照）。

今後、公立幼稚園を認定こども園として整備する際は、保護者ニーズや地域バランス等を総合的に勘案しながら、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型」または、これまでの幼稚園機能を維持しやすい「幼稚園型」の認定こども園を目指します。また、こども園についても、これまでの実績を踏まえて、「幼保連携型」の認定こども園への移行を進めます。その際には、1号認定（表2-2参照）の3歳児を新たに受け入れるよう進めます。

表2-1：認定こども園の類型

類型	特徴
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

表2-2：就学前の子どもの認定区分

区分	対象年齢	条件	対象施設
1号認定	3～5歳	保育に必要な事由に該当しない	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、障がいなど）に該当する	保育所、認定こども園
			保育所、認定こども園、小規模保育等
3号認定	0～2歳	保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、障がいなど）に該当する	保育所、認定こども園、小規模保育等
			保育所、認定こども園、小規模保育等

具体策3：民間活力の導入の検討

認定こども園の整備費用について、公立園の場合はその殆どが市の負担となりますが、民間事業者が整備する場合は国庫補助金や民間事業者の負担により、市の負担は1/4以下に抑えることができます（表2-3参照）。

運営費用についても、公設公営の場合は利用者負担を除く大部分が市負担となりますが、民間事業者が運営する場合は半分以上を国と県が負担し、市の負担は3割程度となります（図2-2参照）。さらに、市の保育士不足も解消することができます。

しかし、その一方で、民間手法を活用する場合、公立園を望む意見や先生が替わることなどによる子どもへの影響等に配慮する必要があります。

そこで、民間活力を導入して公立幼稚園を認定こども園として整備する際には、市の財政負担が軽減されるとともに、法人移行前の引継ぎや、移行後の保育・教育内容に関して市が関与することができる「公私連携幼保連携型認定こども園」を目指します（図2-1参照）。また、こども園についても、「幼保連携型」の認定こども園に移行した後、1、2園で民間活力を導入できるよう検討します。

<公私連携幼保連携型認定こども園>

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の1つ。
- ・幼保連携型認定こども園の運営を継続的・安定的に行うことができる民間事業者（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として市が指定し、市と公私連携法人が協定書を締結し、協定の内容に沿った保育・教育を民間事業者が提供するもの。
- ・市は公私連携法人に対し、教育・保育等を行うための設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡することができる。
- ・国や県から建設費や運営に係る財政支援を受けることができる。

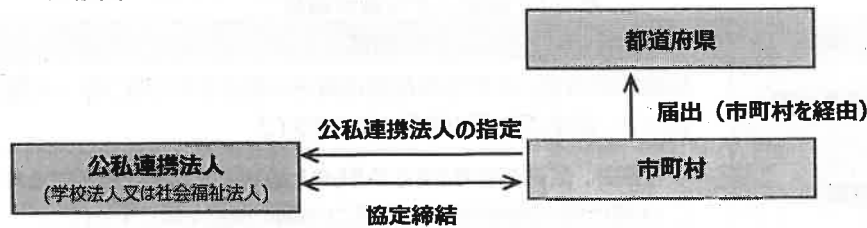


図2-1：公私連携施設のスキーム

<公立園と民間園による費用負担の比較>

○整備費

定員130人（1号認定82人、2号認定36人、3号認定12人）の認定こども園を整備する場合（整備費用5億円と仮定）、公立では約4.8億円が市の負担となりますが、民間事業者が整備する場合の市の負担額は約1.1億円となります。

表2-3：認定こども園整備に係る財源構成（概算）

（単位：千円）

	公立園	民間園	備考
国庫補助金	21,026	-	学校施設環境改善交付金
	-	120,793	認定こども園施設整備交付金
	-	91,947	保育所等整備交付金
市負担	478,974	106,369	
事業者負担	-	180,891	
合計	500,000	500,000	

○運営費

認定こども園などを利用した場合、その経費に対して給付費が支給されます。その給付費のことを「施設型給付費」といい、財政支援を保障しています。

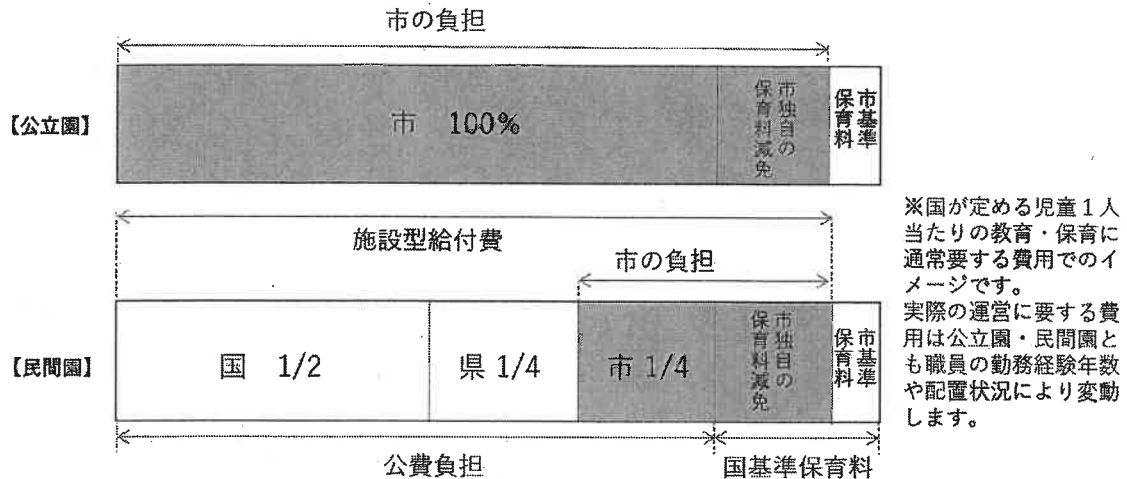


図 2-2：認定こども園運営に係る費用負担イメージ

具体策 4：公立幼稚園での3歳児保育の実施と預かり保育の拡充

公立幼稚園での3歳児保育については、令和3年度から市内3園で実施し、また、預かり保育についても、令和3年度から通常の預かり保育時間を拡充するとともに、長期休業中の預かり保育も実施しています。令和3年3月に実施した「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策（案）」に対するパブリックコメントでは、3歳児保育・預かり保育の更なる拡充を望むご意見が多くありましたので、今後については、公立幼稚園の再編を進めていく中で、3歳児保育や預かり保育のニーズにも対応できるよう検討を進めます。

具体策 5：過小規模園の対応

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期とされており、学校教育法第23条第2号では、集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を高め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うことを目標として達成するように示されています。

このような中、子どもたちの育ちに極めて大切な集団を形成するため、2年連続で過小規模園（各学年14人以下）となった公立幼稚園については、近隣の公立園で3年目から合同保育を実施することを検討します。その際は、地域や保護者等への事前説明を十分に行います。

なお、当該対応は、令和6年5月1日から開始します。

(過小規模園の考え方)

本市の公立幼稚園における集団規模の下限については、人間関係の固定化を回避するとともに、遊びのグループ活動を堅実に行えること、幼児期に培ってほしい内容（協同性・規範意識、向上心）等を踏まえ、5人程度の小グループを3つ以上作れる15人とします。

そのため、各学年ともに園児数が14人以下となる幼稚園は過小規模園と位置づけます。

必要な対応と今後の進め方

(1) 園区制について

今後、再編により小学校区から公立幼稚園がなくなる園児については、他の園区で優先的に受け入れできるよう配慮します。また、必要に応じて、園区の見直しも検討します。

(2) 通園支援について

再編に伴う通園支援については必要と考えています。具体的な通園手法、通園先、実施時期については、今後、保護者ニーズを勘案しながら進めます。

(3) 今後の進め方について

今後は、後述の適正配置の方向性に向けて、再編対象となる地域住民や保護者等へ丁寧な説明を行い、十分な意見を聞きながら、具体的な取り組みを示した個別再編計画を策定し、再編を進めていきます。なお、今後の社会経済情勢や保護者ニーズ、関連する計画の策定・改定に応じて、適宜、見直しを行います。

3. 適正配置の方向性

3.1. 各施設の方向性

市内を下記の5つのエリアに区分し、エリアごとに公立幼稚園（または幼稚園型認定こども園）を存置させつつ、先述の適正配置の具体策を踏まえた各施設の方向性を示します。今後、それぞれの地元・保護者等へ丁寧な説明を行い、十分な意見を聞きながら、下記の再編を進めていきます。

なお、令和11年度以降についても方向性を示していますが、今後の社会経済情勢や関連する計画の策定・改定に応じて、適宜、見直しを行う場合があります。

表 3-1：各施設の適正配置の方向性

北西部エリア	
施設名	適正配置の方向性
	令和10年度まで
真菅北幼稚園	令和11年度以降 整備した公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続
耳成西幼稚園	
真菅幼稚園	令和10年度まで 真菅北幼稚園が令和6年度末で閉園した場合は、令和7年度から真菅幼稚園で3歳児保育を実施できるよう進めます。
第2こども園	令和10年度まで 現行のこども園から認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。ただし、当面の間、1号認定の受け入れは小学校区内に限ります。
	令和11年度以降 社会情勢の動向により方向性を検討
	令和11年度以降 認定こども園化が完了した後は、民間活力の導入も視野に入れた検討を進めます。

北東部エリア	
施設名	適正配置の方向性
	令和10年度まで
耳成幼稚園	令和11年度以降 統合後の公立幼稚園の運営を継続
耳成南幼稚園	
	令和10年度まで 耳成南幼稚園は建替え時期が迫っており、また、橿原市の北部にこども園等の設置を望むご意見があることから、公私連携幼保連携型認定こども園の整備を検討しましたが、幼保連携型認定こども園を整備するための敷地面積を確保することが難しいことから、耳成幼稚園の敷地内で公立幼稚園として統合することを検討します。その際は、3歳児保育を実施するとともに、保護者ニーズを踏まえながら、耳成南小学校区から耳成幼稚園までの通園支援も検討します。

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

東部エリア		
施設名	適正配置の方向性	
	令和10年度まで	令和11年度以降
晩成幼稚園	現状どおり	社会情勢の動向により方向性を検討
香久山幼稚園	香久山幼稚園については、既に過小規模園となっていることから、他の園区からでも通園できるように、令和6年度から部分的に園区を廃止します。	今後の園児数や市内の就学前保育・教育施設の配置バランス等を考慮しながら、2園の再編を検討します。その際には、民間活力の導入も視野に入れた検討を進めます。また、保護者ニーズを踏まえながら、通園支援も検討します。
第1こども園	現行のこども園から認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。ただし、当面の間、1号認定の受け入れは小学校区内に限ります。	

南東部エリア		
施設名	適正配置の方向性	
	令和10年度まで	令和11年度以降
畝傍南幼稚園	畝傍南幼稚園については、既に過小規模園となっていることから、他の園区からでも通園できるように、令和6年度から部分的に園区を廃止します。	今後の園児数や市内の就学前保育・教育施設の配置バランス等を考慮しながら、2園を公立園として再編することを検討します。その際は、保護者ニーズを踏まえながら、通園支援も検討します。
畝傍東幼稚園	現状どおり	
第4こども園	現行のこども園から認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。ただし、当面の間、1号認定の受け入れは小学校区内に限ります。	認定こども園化が完了した後は、民間活力の導入も視野に入れた検討を進めます。

南西部エリア		
施設名	適正配置の方向性	
	令和10年度まで	令和11年度以降
白檀幼稚園	現状どおり	社会情勢の動向により方向性を検討
第3こども園	現行のこども園から認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。ただし、当面の間、1号認定の受け入れは小学校区内に限ります。	認定こども園化が完了した後は、民間活力の導入も視野に入れた検討を進めます。
第5こども園	現行のこども園から認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。ただし、当面の間、1号認定の受け入れは小学校区内に限ります。	認定こども園化が完了した後は、民間活力の導入も視野に入れた検討を進めます。

※2年連続で過小規模園（各学年14人以下）となった場合は、近隣の公立園で合同保育を実施できるよう検討します。また、その際は、1号認定の3歳児保育を実施できるよう検討します。

3.2. 今後のスケジュール

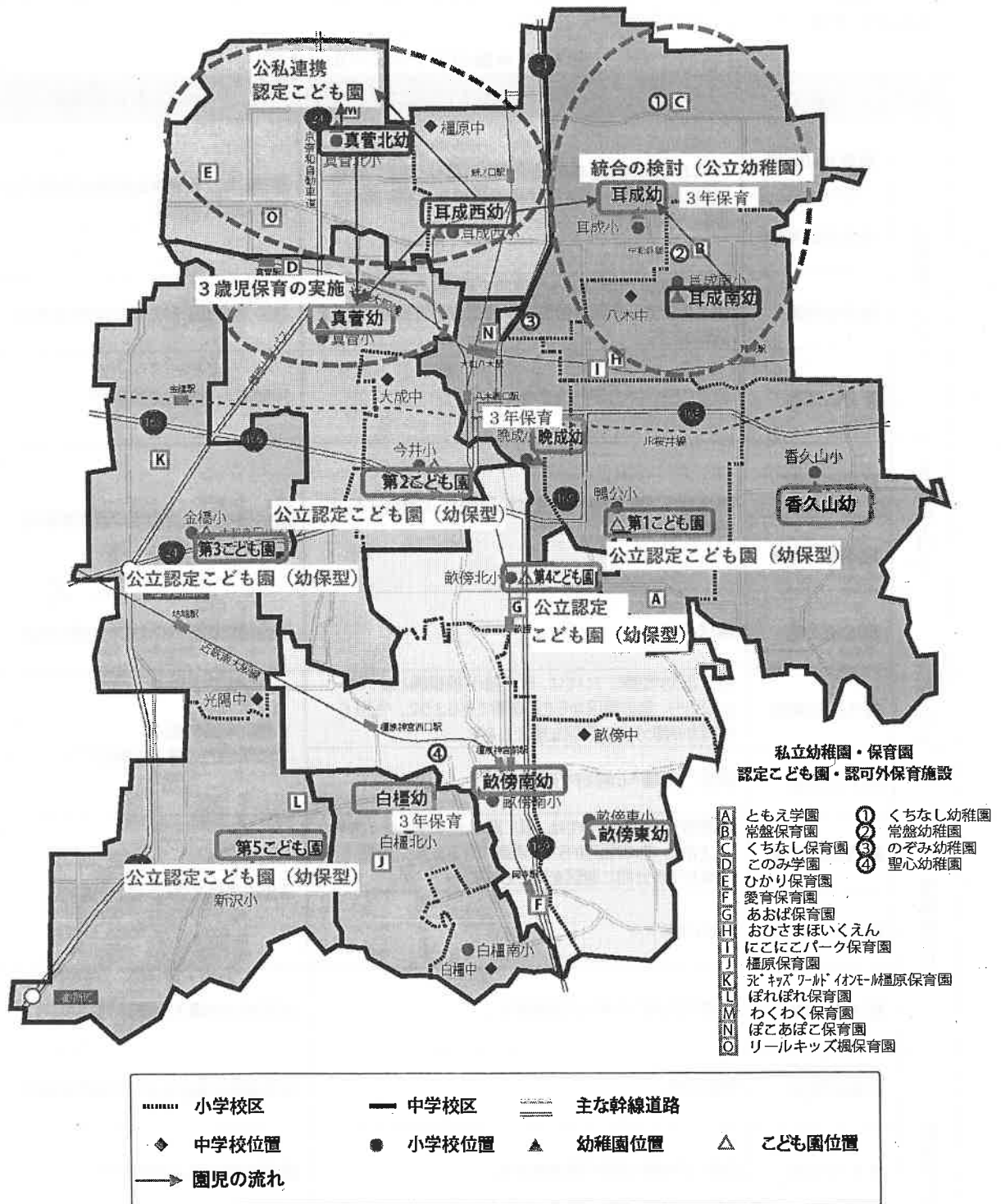
各施設の事業スケジュールを下表に示します。

表 3-2：今後のスケジュール（予定）

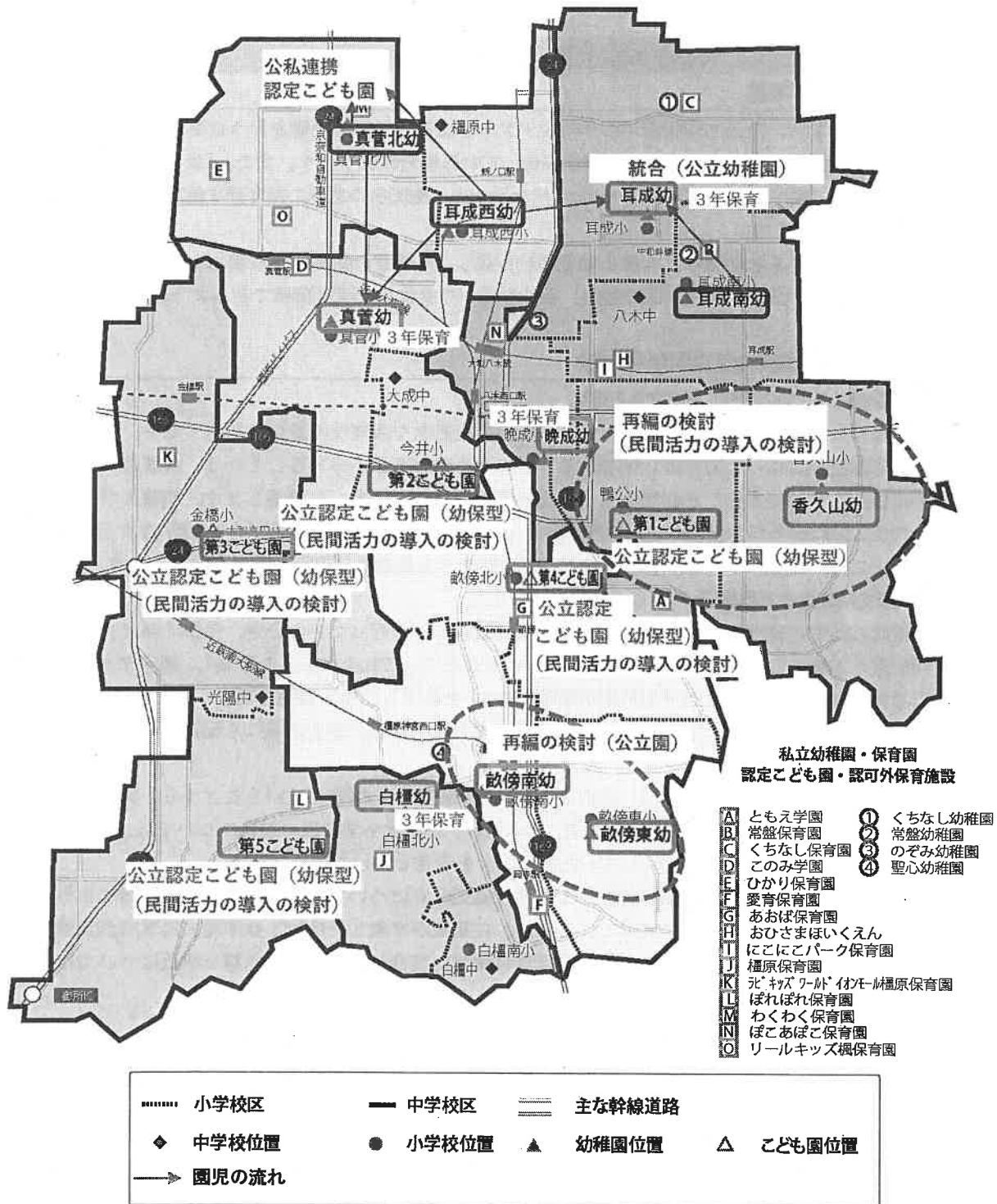
エリア	施設名	令和10年度まで	令和11年度以降
北西部エリア	真菅北幼稚園	真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、新たに公私連携幼保連携型認定こども園を令和9年度に開園できるよう進めます。	整備した公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続
	耳成西幼稚園		
	真菅幼稚園	真菅北幼稚園が令和6年度末で閉園した場合は、令和7年度から真菅幼稚園で3歳児保育を実施できるよう進めます。	社会情勢の動向により方向性を検討
	第2こども園	認定こども園への移行を進めます。	民間活力の導入の検討※1
北東部エリア	耳成幼稚園	耳成幼稚園の敷地内で公立幼稚園として統合することを検討します。	統合後の公立幼稚園の運営を継続
	耳成南幼稚園		
東部エリア	晩成幼稚園	現状どおり	社会情勢の動向により方向性を検討
	香久山幼稚園	香久山幼稚園については、既に過小規模園となっていることから、他の園区からでも通園できるように、令和6年度から部分的に園区を廃止します。	2園の再編を検討 (民間活力の導入の検討※1)
	第1こども園	認定こども園への移行を進めます。	
南東部エリア	畝傍南幼稚園	畝傍南幼稚園については、既に過小規模園となっていることから、他の園区からでも通園できるように、令和6年度から部分的に園区を廃止します。	2園の再編を検討（公立園）
	畝傍東幼稚園	現状どおり	
	第4こども園	認定こども園への移行を進めます。	民間活力の導入の検討※1
南西部エリア	白樺幼稚園	現状どおり	社会情勢の動向により方向性を検討
	第3こども園	認定こども園への移行を進めます。	民間活力の導入の検討※1
	第5こども園	認定こども園への移行を進めます。	民間活力の導入の検討※1

※1 幼保連携型認定こども園に移行した後、1、2園で民間活力を導入できるよう検討します。

※2 年連続で過小規模園（各学年14人以下）となった場合は、近隣の公立園で合同保育を実施できるよう検討します。また、その際は、1号認定の3歳児保育を実施できるよう検討します。



※今後、それぞれの地域住民・保護者等へ丁寧な説明を行い、十分な意見を聞きながら再編を進めます。
 ※2年連続で過小規模園（各学年14人以下）となった場合は、近隣の公立園で合同保育を実施できるよう検討します。また、その際は、1号認定の3歳児保育を実施できるよう検討します。
 ※小中学校・私立園については、令和4年度時点の現況を記載しています。



※民間活力の導入については、1，2園で導入できるように検討します。
 ※今後の社会情勢等に応じて、適宜、見直しを行う場合があります。
 ※小中学校・私立園については、令和4年度時点の現況を記載しています。

第二章 個別再編計画編

1. 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編計画

1.1. 再編整備の概要

令和4年度は全ての公立幼稚園が各学年1クラスとなっており、再編を行う必要がある中、真菅北幼稚園の園舎は軽量鉄骨造であり、建替え時期が迫っている状況にあります。また、「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策(案)」に対するパブリックコメントでは、檀原市の北部に保育所や認定こども園の整備を望むご意見もありました。

このことから真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、保護者の就労状況に関わらず利用することができる幼保連携型認定こども園を「公私連携」手法を用いて令和9年度に開園できるよう進めます。

1.2. 再編整備・運営の基本的な考え方

(1) 多様なニーズに柔軟に対応できる施設

保護者の就労形態が多様化する一方で、施設の老朽化や保育士不足が深刻化する中、子ども・子育て支援制度に沿った質の高い幼児教育・保育等を進める必要があることから、保護者の就労の有無に関わらず利用することができる「幼保連携型認定こども園」を整備します。整備及び運営については、公私連携手法を用いて、民間事業者(学校法人または社会福祉法人)が行います。整備敷地については、2園のうち、十分な敷地面積が確保できる真菅北幼稚園の敷地を活用します。

(2) 安心・安全な施設整備

既存の真菅北幼稚園の園舎は、これまで大規模改修等を行っていない中、令和7年度には築50年を迎え、建替えを行う必要があります。このような中、公私連携法人を募集し、国の交付金(認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金)を活用した施設整備を目指します。その際には、見通しを良くした施設にするとともに、駐車場内や敷地周辺の安全確保にも配慮するよう、公私連携法人と協議します。

現園舎は令和7年度に解体し、令和8年度には新築工事を想定していることから、真菅北幼稚園については、令和6年度末で閉園します。そのため、真菅北小学校区の児童については、令和7年度から他園へ転園(または入園)していただくことを予定しています。

また、現在、真菅北幼稚園で実施している3歳児保育については、令和7年度から令和8年度までの2年間で耳成西幼稚園で実施し、その後、在園児が卒園した令和10年度末に耳成西幼稚園を閉園する予定をしています。なお、真菅北幼稚園内に複合している真菅北第2学童については、真菅北小学校へ移転する予定をしています。

(3) 公私連携法人の選定について

公私連携法人移行後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を選定する必要があります。そこで、学識経験者や保護者代表等で構成する「公私連携法人候補者選定委員会」を設置し、保育目標、施設整備・運営の考え方、資金計画等を審査します。その際には、2園の保護者等の意見も十分に参考にしながら進めます。

また、公私連携法人には、一定の保育経験を有する保育士の確保や、移行後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審を義務づけるとともに、市職員による訪問等のフォローアップも行い、保育の質の確保・向上を図ります。

(4) 児童への配慮及び保護者意見の反映

子どもに保育環境の変化による負担を与えないように、移行前1年間をかけて、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。また、法人選定後は、保護者、公私連携法人、市で構成する三者協議会を設置し、運営等における諸課題の対応策を協議します。

(5) 保育・教育内容の承継

既存の幼稚園は公立であることから、橿原市の公立幼稚園・公立こども園で実施している保育・教育内容を承継します。また、近隣の小学校や地域と連携する等、地域の特性を生かした保育・教育活動を行う施設を目指します。

(6) 公私連携法人を募集する主な条件

以下の条件等で公私連携法人を募集します。

- ・土地は無償若しくは時価よりも低い価格で貸し付けし、施設整備は公私連携法人で実施する。
- ・認定こども園で実施する保育・教育内容は、「橿原市就学前の保育・教育指針」「橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」「橿原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、橿原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた保育・教育内容を承継すること。
- ・国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- ・1号認定については、校区内（真菅北校区・耳成西校区）で希望する児童は、原則全員入園させること。
- ・公立の保育・教育内容を円滑に引き継ぐため、移行の1年前から引継ぎを受けること。
- ・保護者負担が発生する場合は、三者協議会（市・法人・保護者）を開催し、同意を得ること。

1.3. 園児数の推移

これまでの2つの幼稚園の園児数の実績は下表のとおりです。

表 1-1：これまでの園児数の実績

真菅北幼稚園	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
3歳児	-	-	-	-	-	-	24人	32人
4歳児	21人	39人	11人	33人	11人	16人	13人	31人
5歳児	31人	24人	38人	12人	36人	12人	16人	23人
合計	52人	63人	49人	45人	47人	28人	53人	86人

耳成西幼稚園	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-
4歳児	30人	23人	25人	28人	11人	13人	14人	15人
5歳児	29人	29人	24人	26人	28人	12人	13人	19人
合計	59人	52人	49人	54人	39人	25人	27人	34人

2園の合計	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
3歳児	-	-	-	-	-	-	24人	32人
4歳児	51人	62人	36人	61人	22人	29人	27人	46人
5歳児	60人	53人	62人	38人	64人	24人	29人	42人
合計	111人	115人	98人	99人	86人	53人	80人	120人

檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

1.4. 施設規模の算定

1.4.1. 定員数の設定

新認定こども園の施設規模については、再編する2つの幼稚園の園児数（令和4年度：120人）を受け入れられる規模が最低限必要です。また、将来的な人口減少を見据えながらも、現在行われている近隣の宅地開発の状況を加味するとともに、事業者がより参入しやすい条件等を考慮し、136人程度とします。ただし、実際の園児数については、1号認定は校区内で希望する児童は原則全員入園させることを条件とするため、その人数によって増減する可能性があります。また、事業者からの提案内容によっても、園児数が増減する可能性があります。

表 1-2：新認定こども園の定員数

年齢	定員数
0歳児	2人
1歳児	4人
2歳児	6人
3歳児	40人
4歳児	42人
5歳児	42人
合計	136人程度

1.4.2. 学級編成

「奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、満3歳以上の学級数については、6学級となります。

表 1-3：これまでの園児数の実績

算定式	一学級の園児数（満3歳以上の園児）は、三十五人以下を原則とする
算定結果	3歳児：40人÷35人=1.14人（2学級） 4歳児：42人÷35人=1.20人（2学級） 5歳児：42人÷35人=1.20人（2学級）

1.4.3. 保育教諭数

県条例に基づき、必要な保育教諭数は9人となります。

表 1-4：必要な保育教諭数

算定式	保育教諭数
一 満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人	4人
二 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人	2人
三 満一歳以上満三歳未満の園児おおむね六人につき一人	2人
四 満一歳未満の園児おおむね三人につき一人	1人
合計	9人

*保育教諭数には、障がい児加配保育士等の人数は含んでいません。

檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

1.4.4. 施設規模算定（下限値の設定）

認定こども園の施設規模の算定にあたっては、県条例に基づき、認定こども園に必要な諸室の規模や職員数等を算定します。県条例に基づく算定結果は、最低基準であり、下限値を定めるものです。

(1) 園舎面積算定

以下に示す1号及び2号の計算式の合計とする。

①県条例第6条第6項第1号：三歳児以上の学級数に応じ、第6条第6項の規定により算定した面積

算定式	二学級以上： $320+100\times(\text{学級数}-2)$
算定結果	$320+100(6-2)=720$

②県条例第6条第6項第2号：満三歳未満の園児数に応じ、第7条第6項の規定により算定した面積

算定式	【乳児室】・ほふくしない園児（本計画では0歳児とする）一人につき1.65㎡ 【ほふく室】・ほふくする園児（本計画では1歳児とする）一人につき3.3㎡ 【保育室又は遊戯室】・満2歳以上の園児一人につき1.98㎡
算定結果	$1.65\times 2=3.3$ // $3.3\times 4=13.2$ // $1.98\times 6=11.88$ 合計：28.38

③①+②

合計	$720+28.38=748.38$ ㎡
----	----------------------

(2) 園庭面積算定

県条例第6条第7項より、以下に示す面積を合算した面積以上とする。

1号：次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

算定式	ア： $400+80\times(\text{学級数}-3)$ イ：満3歳以上の子どもの数 $\times 3.3$ ㎡
算定結果①	ア： $400+80(6-3)=640$ > イ： $(40+42+42)\times 3.3=409.2$

2号：三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

算定結果②	$6\times 3.3=19.8$
-------	--------------------

1号+2号

合計	$640+19.8=659.8$ ㎡
----	--------------------

1.4.5. 必要諸室

県条例に示される必要諸室は以下のとおりです。

■第7条1項・5項及び7項（抜粋） 必要諸室等

1項：園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室 二 乳児室又はほふく室 三 保育室
- 四 遊戯室 五 保健室 六 調理室 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

5項：飲料水設備

飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

7項：第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室

檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

1.4.6. 各保育室面積算定（県条例第7条、各室の必要面積）

年齢別の保育室に必要となる面積は以下のとおりです。これら面積は各室の下限値を示すものであり、園舎全体の面積を示すものではありません。

また、算定基準の無い室については、本市の実績等をもとに算定しています。

表 1-5：県条例第7条面積算定結果一覧

必要室名	面積係数	算定結果	
		人数	面積
乳児室（0歳児）	1.65	2	3.3㎡
ほふく室（1歳児）	3.3	4	13.2㎡
保育室（2歳児）	1.98	6	11.88㎡
保育室（3歳児）	1.98	40	79.20㎡
保育室（4歳児）	1.98	42	83.16㎡
保育室（5歳児）	1.98	42	83.16㎡
遊戯室（2～5歳児）	1.98	130	257.40㎡
職員室	3㎡/人	職員14名程度	42㎡
調理室	※	-	180㎡
保健室	※	-	職員室に含める
会議室	※	-	40㎡
更衣室	※	-	40㎡
一時預かり室	※	-	40㎡
合計			873.30㎡

※面積係数のうち※は想定面積を示す。

※各面積は壁厚・固定家具を除いた内法の面積を示す。

1.5. 整備敷地の条件

整備敷地の条件は以下のとおりです。

なお、敷地形状は道路拡幅等により、境界確定測量を実施していないため、国土地理院地図等による測量面積を使用しています。

表 1-6：整備敷地条件

条件	内容
敷地面積	6,750 m ²
都市計画区域	大和都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%
容積率	80%
外壁後退距離	1.0m
防火地域	建築基準法第 22 条区域
景観計画区域	専用住宅地エリア



檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

1.6. 再編スケジュール

法人募集から認定こども園開園まで、約4年の期間が必要となるため、認定こども園としての開園するのは、令和9年4月を予定しています。

表 1-7 : スケジュール (予定)

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
真菅北幼稚園	市	幼稚園 (現状どおり) 公募	閉園 協定締結 園舎解体設計	(在園児は、耳成西幼稚園等の他園へ) 園舎解体			
	法人		設計		新園舎建設	R9年4月 認定こども園 開園予定	
耳成西幼稚園	市	幼稚園 (現状どおり) 仮駐車場等の受入れ準備		(3歳児保育)		(4,5歳児のみ)	(5歳児のみ) 閉園

第三章 参考資料編

1. これまでの取り組み状況

1.1. 就学前の保育・教育に関するこれまでの取り組み

- 平成19年5月 ・ 橿原市幼稚園適正配置検討委員会を設置
- 平成20年4月 ・ 白樫南幼稚園と白樫北幼稚園を統合
- 平成21年9月 ・ 幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針を策定
- 平成24年4月 ・ 橿原市就学前の保育・教育指針と橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムを策定
 - ・ こども園を3園（第1～3こども園）開園
- 平成25年9月 ・ 橿原市子ども・子育て会議を設置
- 平成26年4月 ・ こども園を2園（第4～5こども園）開園
 - ・ 橿原市就学前人権保育・教育指針を策定
- 平成27年3月 ・ 橿原市子ども・子育て支援事業計画を策定
- 平成30年4月 ・ 橿原市就学前の保育・教育指針と橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムを改訂
- 平成31年2月 ・ 橿原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施
 - 4月 ・ 幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針を就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針として改訂
- 令和元年10月 ・ 幼児教育・保育の無償化スタート
 - 11月 ・ 橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会を設置
- 令和2年 3月 ・ 橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定
- 令和3年 3月 ・ 公立保育所・幼稚園適正配置の対応策（案）に対するパブリックコメントを実施
 - 4月 ・ 公立幼稚園3園で3歳児保育を実施するとともに、全園で預かり保育時間を延長
 - ・ 橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムの一部を改訂
 - 6月 ・ 橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会から答申書を受理

2. 人口の推移

2.1. 年齢4区別人口の推移

昭和55年から令和2年までの本市の年齢4区別の人口推移を示します。年少人口（0～14歳）は既に減少傾向にあり、平成17年には老年人口（65歳以上）を下回っています。

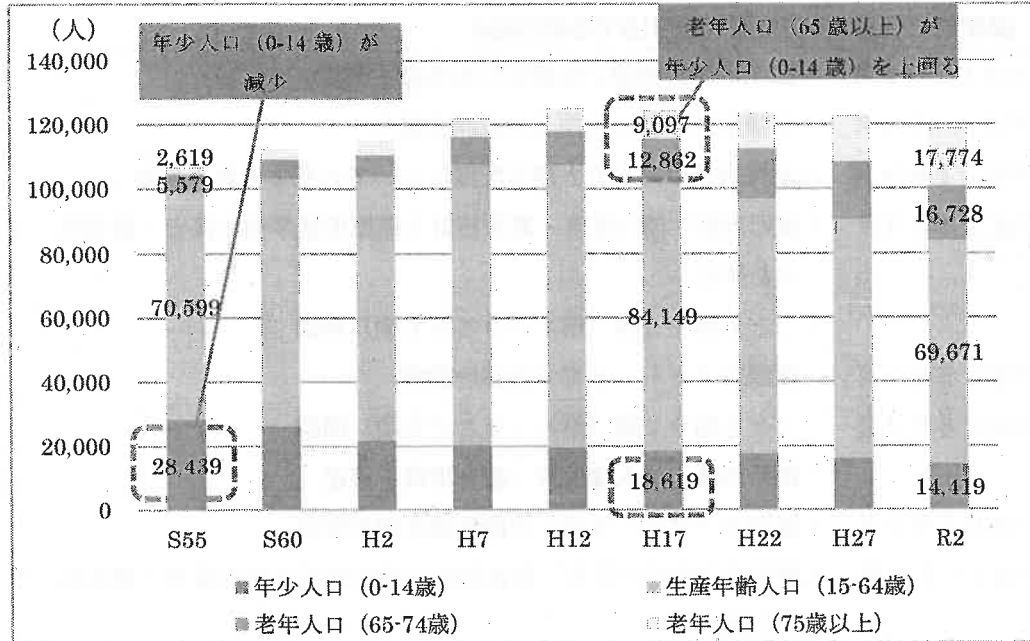


図 2-1 : 年齢4区別人口の推移

※国政調査のデータを引用（年齢不詳は除いている）

2.2. 0～5歳人口の今後の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研）が公表している推計方法に基づき、檜原市の0～5歳までの人口を推計したところ、40年後の人口は現在の半数以下になる結果となりました。

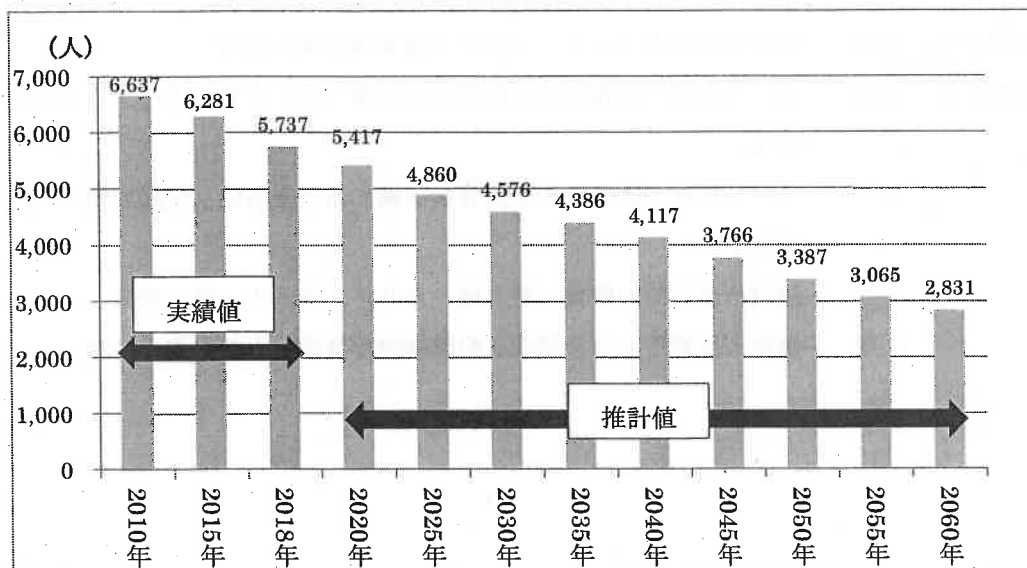


図 2-2 : 0～5歳人口の今後の推計

※社人研推計：現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定した推計値

※0～5歳人口：社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値

3. 園児数の推移

3.1. 公立幼稚園（こども園の1号認定を含む）の推移

公立幼稚園の園児数（こども園の1号認定を含む）については、ピーク時（昭和53年）の3,092人から令和4年の489人と、ピーク時の約16%まで減少しています。

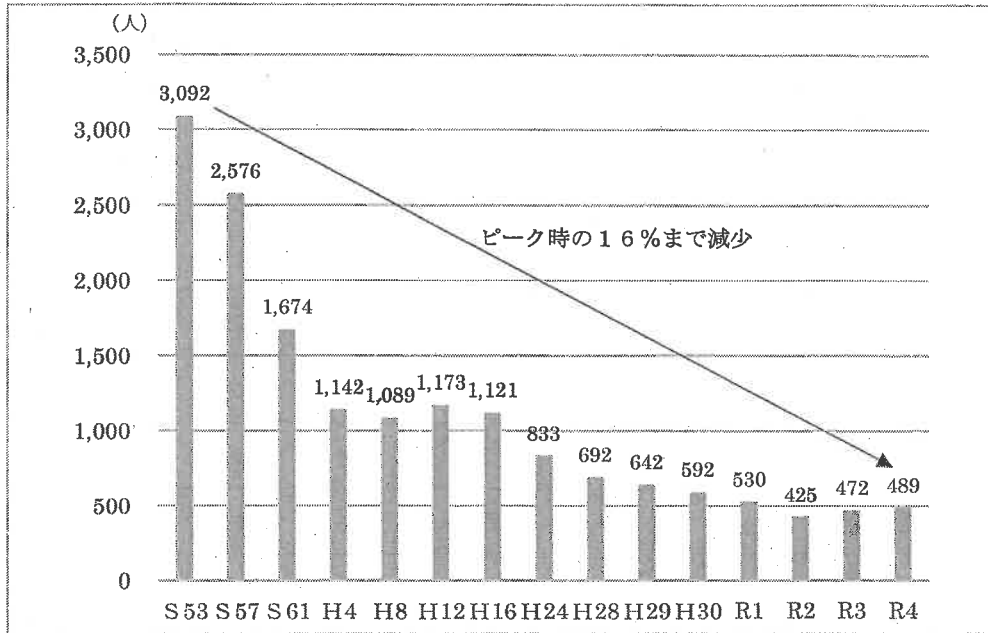


図 3-1：公立幼稚園の園児数推移

※こども園の1号認定を含む

3.2. 施設類型別の推移

橿原市の就学前施設の園児数の推移は以下のとおりです。

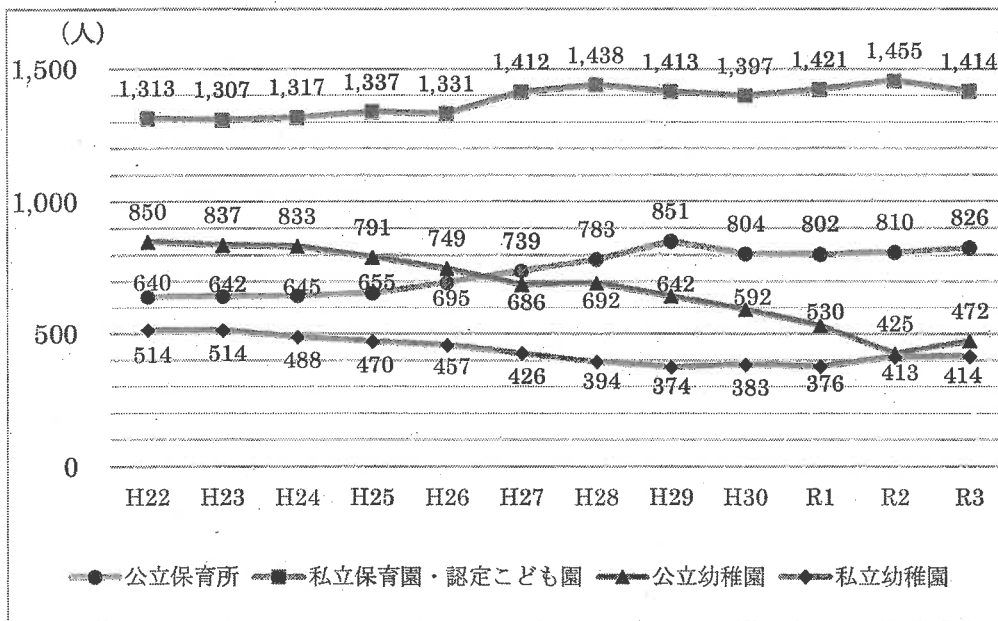


図 3-2：橿原市の保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児数推移（橿原市統計書より）

※公立幼稚園の園児数には、こども園の1号認定を含む

檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

3.3. 各施設の園児数

3.3.1. 公立幼稚園（単独幼稚園）の園児数

令和4年5月1日時点での園児数は以下のとおりです。

表 3-1：公立幼稚園の園児数

中学校区	園名	3歳児		4歳児		5歳児		合計
		園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	
畝傍	畝傍南幼稚園	—		10人	1	10人	1	20人
	畝傍東幼稚園	—		22人	1	19人	1	41人
八木	耳成幼稚園	—		9人	1	15人	1	24人
	耳成南幼稚園	—		18人	1	23人	1	41人
	晩成幼稚園	25人	1	19人	1	14人	1	58人
	香久山幼稚園	—		2人	1	7人	1	9人
大成	真菅幼稚園	—		12人	1	19人	1	31人
白檀	白檀幼稚園	31人	1	15人	1	10人	1	56人
檜原	真菅北幼稚園	32人	1	31人	1	23人	1	86人
	耳成西幼稚園	—		15人	1	19人	1	34人
合計		88人	3	153人	10	159人	10	400人

※こども園の1号認定は含まず

3.3.2. こども園の園児数

令和4年3月1日時点での園児数は以下のとおりです。

表 3-2：こども園の園児数

中学校区	園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
八木	第1こども園	6人	25人	31人	35人	49人	41人	187人
大成	第2こども園	9人	29人	36人	39人	61人	61人	235人
光陽	第3こども園	9人	15人	24人	36人	57人	57人	198人
畝傍	第4こども園	6人	31人	33人	37人	52人	51人	210人
光陽	第5こども園	6人	18人	26人	24人	32人	39人	145人
合計		36人	118人	150人	171人	251人	249人	975人

※1号認定を含む

3.4. 待機児童数

令和4年4月1日時点の待機児童数：174人（うち国基準1人）

4. 各園の建物状況

4.1. 築年数と建物構造

各園の建物の築年数と構造は以下のとおりです。

表 4-1：各園の築年数と建物構造

中学校区	園名	築年数	構造
畝傍	畝傍南幼稚園	37年	RC造
	畝傍東幼稚園	44年	RC造
	第4こども園(本園)	31年	RC造
	第4こども園(分園)	40年	RC造
八木	耳成幼稚園	39年	RC造
	耳成南幼稚園	46年	LS造
	晩成幼稚園	42年	RC造
	香久山幼稚園	42年	RC造
	第1こども園(本園)	25年	RC造
	第1こども園(分園)	47年	RC造
大成	真菅幼稚園	40年	RC造
	第2こども園(本園)	21年	RC造
	第2こども園(分園)	42年	RC造
光陽	第3こども園	36年	RC造
	第5こども園	40年	RC造
白檀	白檀幼稚園	43年	RC造
檜原	真菅北幼稚園	46年	LS造
	耳成西幼稚園	41年	RC造

※RC造：鉄筋コンクリート造、LS造：軽量鉄骨造

※築年数は各園の主な建物の令和3年度末時点の経過年数

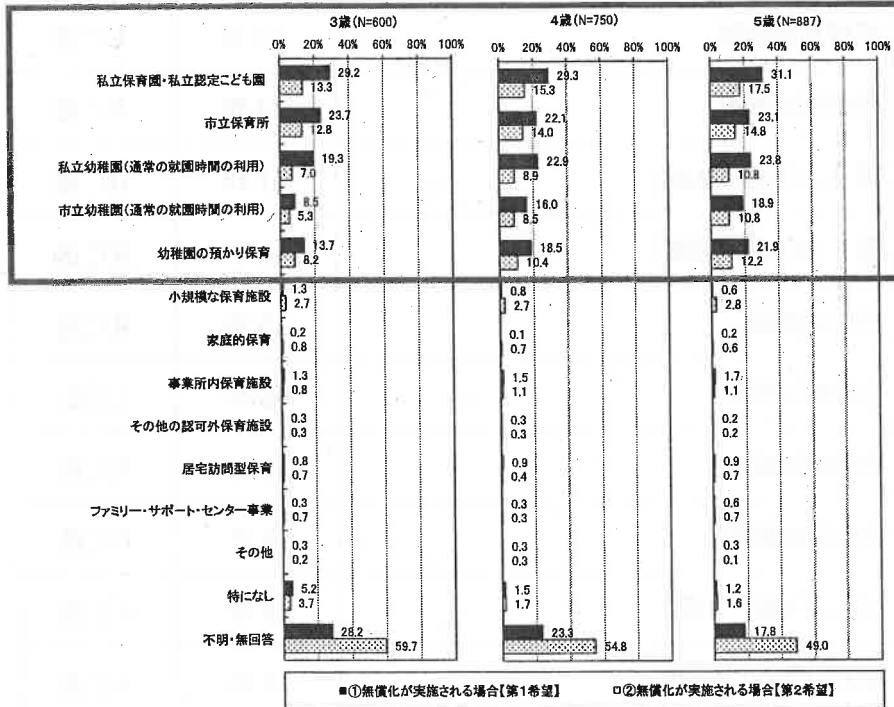
橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

5. 市民意向の把握

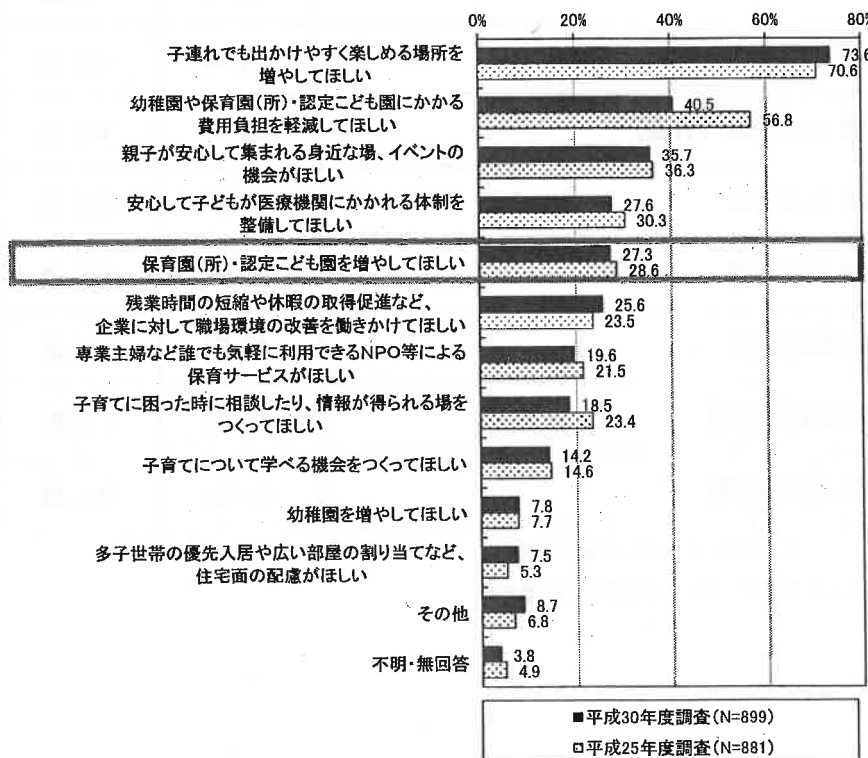
5.1. 橿原市子ども・子育て支援に関するアンケート結果（一部）

平成31年に実施した橿原市子ども・子育て支援に関するアンケート結果は以下のとおりです。

問 現在国で計画されている「幼児教育・保育無償化」が実現した場合に利用したい施設・サービスについて、希望する施設・サービスを選択肢からそれぞれ2つまで選び、下記①に第1希望、②に第2希望を番号でご記入ください。



問 市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

問 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や子育て支援に関してご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

○保育・子育てに関すること

内 容	件数
こども広場について(駐車場が遠い、駐車・駐輪料金がかかる、駐輪場がほしい、土日もイベントを開催してほしい、一時預かりの時間・料金の見直しなど)	24
放課後児童クラブについて(保護者負担の軽減、市による運営を希望、保育内容の充実、利用時間の延長、施設や定員を増やしてほしい、長期休暇のみの利用もできるようにしてほしいなど)	23
保育園(所)の数を増やしてほしい、定員の拡大、待機児童の解消など	21
保育園(所)のサービスの充実・改善(休日保育の実施、保育時間の延長、卒園後～小学校入学までの保育の実施、給食やおやつの改善など)	18
病児・病後児保育の充実(増設、受け入れ開始時間の見直し、送迎対応など)	12
一時預かりの充実(予約方法の見直し、いざという時にすぐに利用できる体制整備、気軽に利用できるなど)	12
親子で参加できるイベントや親子が集まれる場所の充実	11
子育て支援センターについて(土日祝の開放、遠い、先生を増やしてほしい、対象年齢の拡大など)	11
檜原市は子育てしにくい、子育て支援が充実していない	11
保育士の確保、質の向上、処遇改善	11
こども園について(数を増やしてほしい、3年保育の導入、幼稚園をこども園にしてほしいなど)	10
保育園(所)の入所条件の見直し(求職中も入所できるようにしてほしい、専業主婦でも多子世帯は入所できるようにしてほしいなど)	9
希望する時期に希望の保育園(所)に入れるようにしてほしい、自宅近くの保育園(所)に通えるようにしてほしいなど	8
障がいのある子どもやその家族に対する支援の充実(発達支援センターの充実・サポート体制・連携など)	8
幼稚園の預かり保育の充実(預かり時間の延長、長期休暇中の実施など)	7
交流の場、機会の充実(共働き家庭・多胎児家庭・母子家庭等の集いの場、子育て中の母親の孤立防止など)	5
預かりサービスの充実(土日祝や長期休業中も利用できる、気軽に利用できるなど)	5
共働き家庭、祖父母が遠方に住んでいるなど頼れる人がいないことを前提とした支援をしてほしい	5
保護者が子どもの発達や子育て等について学ぶ機会の充実	4
子どもを産み育てやすい環境づくりをしてほしい	3
保育園(所)の行事や参観日を土曜日にしてほしい、小学校の行事と重ならないようにしてほしいなど	3
就学前のみならず、就学後の支援も充実させてほしい	3
幼稚園・保育園(所)の地域交流(園庭開放など)	2
子育てサークルの充実	2
ファミリー・サポート・センター事業について(送迎も対応してほしいなど)	2
父親の子育てに対する意識改革、子育てへの関わりの促進	2
子育てに関する公共施設を一か所に集約してほしい	1

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

○教育に関すること

内 容	件数
(公立)幼稚園へ3年保育の導入	54
(公立)幼稚園のサービスの充実または改善(給食の導入、駐車場の整備、通園バスの導入など)	6
(公立)幼稚園の在籍園児数が減少している。存続できるか心配	5
幼稚園での保護者負担の軽減(役員、お弁当の回数など)	5
教育、保育に関わる先生の質の向上、負担軽減、処遇改善など	4
幼稚園のカリキュラムの充実(英語、文字の読み書き)	1
紫外線対策としてタレ付き帽子を市内幼、保、小で取り入れてほしい	1

5.2. 公立幼稚園・保育所適正配置の対応策(案)に対するパブリックコメントの意見

令和3年3月に「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策(案)」に対するパブリックコメントを実施した結果、27名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見の概要を以下のとおり集約しました。

表 5-1 : いただいた意見の概要

意見募集した項目	回答数	NO	意見内容	回答数
対応策1 公立幼稚園の再編	6	1	(再編する際は)発達障がいのある子どもに対する加配・専門職員を配置してほしい	2
		2	公立幼稚園は廃止すべき	1
		3	幼稚園は幼稚園、保育所は保育所にしてほしい	1
		4	こども園に入所したが、幼稚園部と一緒に、子どもが早く帰りたいというようになった	1
		5	再編する場合、制服・用品の規定はどうなるか	1
対応策2 認定こども園の整備と民間活力の導入の検討	11	6	公立保育所を(校区内または隣の校区内程度に)増やしてほしい	3
		7	北部に認定こども園を増やしてほしい	2
		8	地域ごとに認定こども園を設置してほしい	2
		9	北部に公立保育所を増やしてほしい	1
		10	認定こども園を設置する際は、病児保育を設置してほしい	1
		11	こども園に学童を併設してほしい	1
		12	公立幼稚園・こども園のすべてが民営化の方向に向かうべきではない	1
対応策3 公立幼稚園での3歳児保育の実施	12	13	公立幼稚園で3歳児保育を実施してほしい	12
対応策4 預かり保育の拡充	6	14	預かり保育の時間を延長してほしい	6
対応策5 過小規模園の休園等	1	15	休園基準を明確に示してほしい	1
その他	12	16	保育士の人員確保を計画的に行い、子どもが落ち着いて保育してもらえる環境にしてほしい	4
		17	公立幼稚園で給食を導入してほしい	3
		18	私立保育園への巡回を行ってほしい	1
		19	公立・私立がお互い協力できれば素晴らしいと思う	1
		20	幼稚園での教育内容の見直し(英語教育など)はどこまで対応するか?	1
		21	保育の質(魅力ある保育:読み聞かせなど)についての検討はしているか?	1
意見数合計				48

6. 答申書

6.1. 答申書

令和3年6月24日に橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会から提出があった答申書は下記のとおりです。

令和3年6月24日

橿原市長 亀田 忠彦 様
 橿原市教育委員会 教育長 深田 展巧 様

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会
 会長 天根 俊治

橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について 答申書

令和2年1月28日付、橿教総第700号、橿教総第118号で諮問のあったことについて、慎重に検討を行った結果、次のとおり答申します。

橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について（答申）

I. はじめに

近年、子どもを取り巻く社会環境は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、少子化等、大きく変化しています。また、子どもを預けなくては働けない家庭が増え、少子化にも関わらず、保育需要が増大する傾向になります。

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会は、令和2年1月28日付けで、市長および教育長から下記の事項について諮問を受けました。

- (1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項
- (2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項
- (3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

令和2年1月から6回の検討委員会を行った結果、橿原市においても幼稚園では園児数が減少し、保育所では増加傾向にあることや、待機児童が増加していること、園舎の老朽化等、これらの課題に対応した就学前の保育・教育のあり方が求められているのは明らかであると考えます。

橿原市の実情を鑑みると、幼稚園の再編や、認定こども園の整備の検討、民間活力の導入、3歳児保育や預かり保育の拡充などを実施していくことが、充実した就学前の保育・教育を進めていくうえで大切になると考えます。

ついては、貴職におかれては、本答申を受け、総合的な計画を速やかに策定され、当初の目的が達成できるよう、最善の努力をされるよう望みます。

II. 各答申内容

(1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項

①公立幼稚園の再編について

・公立幼稚園の再編に関すること

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況となると見込まれ、施設の老朽化も課題となっていることから、公立幼稚園の再編を進めてください。

再編に当たっては、以下の再編シミュレーションの条件を参考に、再編対象園の組み合わせや再編時期を検討し、再編実施計画を策定されることを望みます。

【再編シミュレーションの条件】

- ①今後の園児数の推計から、各学年1学級の園を対象とすること。
- ②原則、同じ中学校区内で既存施設を活用した再編とすること。
- ③長寿命化改修を行う時期（建築後55年頃）を目途に再編を実施すること。
- ④軽量鉄骨造は長寿命化改修の効果が得にくいいため、軽量鉄骨造の建替時期（建築後50年頃）を目途に実施すること。
- ⑤既に再編実施済みの園については、シミュレーションの対象外とすること。

・認定こども園としての整備を目指すこと

待機児童が増えているという現状や3歳児保育や預かり保育など地域の保育ニーズを勘案して、再編の際には認定こども園としての整備を望みます。

・地域性や登園方法について

現在、橿原市には5つの橿原市独自のこども園があります。しかし、市内の中部、南部地域に位置しており、北部地域にはそういったこども園が整備されていません。このことから、認定こども園としての整備の際には、整備する地域に偏りがないよう、市内のどこからでも認定こども園に通うことができるような配置となるよう検討されることを望みます。また、従来の園区を越えての登園の際、原則的には保護者による送迎が考えられます。その際には自動車での送迎が多くなることが想定されますので、駐車場の整備など合わせて計画されることを望みます。

・閉園後の跡地利用に関すること

跡地利用については売却も含めて民間活用を検討してください。その際には、市の都市計画だけでなく、地域の実情や地域住民の要望等を十分に聞き、総合的な計画を策定されることを望みます。

②過小規模園の休園等について

・園児募集の停止基準

子どもたちの育ちに大切な集団が過小規模となり、幼児教育の実施が困難と見込まれ、その状態が続いている場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

この場合の過小規模集団の基準として、1学年14人以下とします。この14人以下という基準には次のような理由があります。

- 1) 集団保育の教育的効果を高めるために、グループ活動を堅実に行える目安の人数として5人程度の小グループが3つ以上作れること。
- 2) 幼児期に培ってほしい内容（協同性・規範意識・向上心）等を勘案すると、15人以上の集団規模がふさわしいこと。

よって、全ての学年の園児数が14人以下の過小規模集団となった場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

・休園までの手順

園児募集停止基準を下回った場合、即時園児募集を停止するのではなく、段階を追った停止の手順を提案します。

まず、基準日（毎年度5月1日）を設けます。そして、次の二つの条件を考慮します。

- 1) 各年度、基準日の時点で全ての学年の園児数が14人以下となっていること
- 2) その状態が2年間続いていること

この二つの条件に該当した園については、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止する必要があると考えます。なお、3年目に在園する園児が0人となる幼稚園については、前年度の5歳児の卒園後に休園の手続きを進めてください。

・園児募集の停止にかかる配慮事項

前項の園児募集の停止基準や休園までの手順をもとに園児募集を停止しようとする場合には、次のことについて配慮をお願いします。

まず、すべての学年で過小規模集団（14人以下）となった年（1年目）に、来年度も継続して過小規模になった場合は再来年度入園の園児募集を停止するという旨を地域や保護者に十分説明を行ってください。

なお、園児募集を停止する際には、園区の改正を行う必要も出てきます。また、一旦、園児募集を停止した後、地域において、新しく入園を希望する園児数が、停止基準の14人を上回った場合、再び、園児募集を開始することも検討しておく必要があります。

(2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項

①公立幼稚園での3歳児保育の実施について

就学前の保育・教育の充実を図るため、令和3年度から市内3園で3歳児保育を実施されているところです。人員確保や設備の不足などから、全園で3歳児保育を実施することは困難であると思われませんが、3歳児保育を望む保育ニーズは檜原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、3歳児保育にも対応できるよう望みます。

②預かり保育の拡充について

公立幼稚園を利用される保護者の子育てを支援するため、令和3年度から通常の預かり保育時間を拡充するとともに、長期休業中の預かり保育も実施されているところです。3歳児保育と同様、更なる預かり保育の拡充を望む保育ニーズは檜原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、預かり保育の拡充にも対応できるよう望みます。

③認定こども園の整備について

・認定こども園の整備

地域の保育ニーズを勘案して、認定こども園の整備に取り組んでください。次の民間活力導入に関する事項でも述べますが、認定こども園の施設分類型についても、地域的なバランスや市民ニーズにも配慮しながら、総合的に検討してください。

・人員確保や設備について

認定こども園として整備するためには、まず、教室の確保が必要となってきます。そのうえ、公立幼稚園に整備されていない機能については「奈良県幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、整備及び運営の基準に関する条例」に基づき、施設の増改築や整備、職員の増員が必要となると考えられます。充実した就学前の教育の実現のため、認定こども園の整備のために必要な人的・物的な準備を行い、計画的な実施をお願いします。

(3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

・民間活力導入の検討

民間活力の導入は、行政が民間の様々なノウハウを有効活用しつつ、住民ニーズに対応していくための手法の一つです。認定こども園を整備する際は、民間活力の導入を積極的に検討してください。

・民間活力導入の形態

民間活力導入については様々な手法やスキームがあり、官民の関係も異なります。整備した認定こども園の施設分類型によって、民間活力導入の形態も変わってきます。

民間活力を導入して、公立幼稚園を認定こども園化として整備する際には、民設民営でありながら、ある一定の公共性を担保する「公私連携幼保連携型認定こども園」を整備することを望みます。また、橿原市こども園についても、これまで橿原市が取り組んできたこども園の実績を踏まえ、民間活力の導入を検討してください。民間活力導入の形態も熟考しながら、総合的な計画を進めてください。

・民間活力導入の際の配慮事項

認定こども園を整備し、民間活力を導入していくにあたっての配慮事項を述べます。まず、これまで橿原市の3歳児保育については民間の幼稚園に担っていただいていたという経緯があります。その民間の幼稚園には市の方針に沿う形で様々な経営努力を払われ、今日まで取り組んでいただいていたという状況があります。

そのような、経緯、状況にある橿原市が、民間活力導入といった大きな方針転換をする際には、市内の民間の幼稚園、保育園、こども園に対して丁寧な説明や協議を行いながら進めてください。

また、現場で働く職員や園児を通わせる保護者の方々、対象となる園がある地域の方々に對しても丁寧に説明をし、不安を払拭し、理解を得たうえで進めていただくことを望みます。

Ⅲ. おわりに

本委員会は、就学前の子どもに対する保育・教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして非常に重要であるという認識のもと、議論を重ねてきました。そして、「子どもたちや保護者にとって、よりよい教育・保育環境の充実を図る」という当初の目的を達成することを願って本答申をまとめました。

貴職におかれては、この答申を尊重され、今後の施策に反映されるよう最大限の努力を尽くされることを望みます。

なお、実施計画作成にあたっては、保護者、地域、関係機関との意思疎通を図りながら進めてください。

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会委員名簿

所属・役職	氏名	委嘱期間
学識（奈良芸術短期大学 副学長）	あまね としはる 天根 俊治	令和元年12月2日～令和3年6月24日
学識（奈良教育大学 名誉教授）	しげまつ けいいち 重松 敬一	令和元年12月2日～令和3年6月24日
私立保育園 代表	まつい たいけい 松井 大典	令和元年12月2日～令和3年6月24日
私立幼稚園 代表	さへき まさとし 佐伯 雅寿	令和元年12月2日～令和3年6月24日
橿原市自治委員連合会 代表	こめだ かつひこ 米田 勝彦	令和元年12月2日～令和2年6月22日
	ますたに きちよ 榑谷 佐千代	令和2年6月22日～令和3年6月24日
	なかがわ はちろう 仲川 八郎	令和元年12月2日～令和2年6月22日
	よねかわ のりひさ 米川 憲久	令和2年6月22日～令和3年6月24日
橿原市PTA連合会 代表	もりもと ようじ 森本 洋司	令和元年12月2日～令和2年5月8日
	かきもと けんぞう 柿本 健三	令和元年12月2日～令和3年5月22日
	たつみ たかお 辰巳 隆雄	令和2年5月8日～令和3年6月24日
	にしとらげ まさき 西峠 昌樹	令和3年5月22日～令和3年6月24日
橿原市議会 代表	おおぼ ゆかこ 大保 由香子	令和元年12月2日～令和2年3月2日
	ひろい かずたか 廣井 一隆	令和2年3月2日～令和3年2月24日
	おおきた かずすけ 大北 かずすけ	令和3年2月24日～令和3年6月24日
橿原市園長会 代表	いぬい いくよ 戌亥 育代	令和元年12月2日～令和3年4月1日
	もり きよみ 森 清美	令和3年4月1日～令和3年6月24日
橿原市校長会 代表	まつもと しゅうじ 松本 修二	令和元年12月2日～令和3年4月1日
	かがみ ひでお 香美 秀央	令和3年4月1日～令和3年6月24日
労働者 代表	もりしま りょういち 森嶋 良一	令和元年12月2日～令和3年6月24日
公募委員	いのうえ まさき 井上 昌規	令和元年12月2日～令和3年6月24日
公募委員	なかい よしみ 中井 好	令和元年12月2日～令和3年6月24日

橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

令和5年3月発行

橿原市

橿原市教育委員会

〒634-0075 奈良県橿原市小房町11-5

電話：0744-29-5901

FAX：0744-24-9707